

第75回サービス統計・企業統計部会 議事録

1 日 時 平成29年11月8日（水）9:30～11:50

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委員】

西郷 浩（部会長）、野呂 順一、宮川 努

【審議協力者】

菅 幹雄（法政大学経済学部教授）、総務省統計局、財務省、文部科学省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都

【調査実施者】

国土交通省土地・建設産業局企画課：佐藤土地調整官、大石専門調査官ほか

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：山澤室長、肥後次長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村統計審査官、内山国際統計企画官
ほか

4 議 題 法人土地・建物基本調査の変更について

5 議事録

○西郷部会長 それでは、定刻になりましたので、第75回のサービス統計・企業統計部会を開催させていただきます。本日、皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。本部会の部会長を務めます早稲田大学の西郷と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、10月26日の第115回統計委員会において総務大臣から諮問されました「法人土地・建物基本調査の変更」について御審議いただきます。

部会の構成につきましては、参考1にありますけれども、本部会の経常的なメンバーでいらっしゃる宮川委員、野呂委員の他、本審議のために審議協力者として法政大学の菅審議協力者にも御参加いただきます。

それでは、菅審議協力者から、一言御挨拶をお願いします。

○菅審議協力者 菅です。よろしく願いいたします。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

次に、本日は10月16日の統計委員会の委員改選後、最初の部会となりますので、統計委員会令の規定に基づいて、部会長代理を指名させていただきたいと思っております。本部会に所

属される委員に変更がありませんので、引き続き、宮川委員に部会長代理をお願いしたいと思っております。

宮川委員、どうぞよろしくお願ひいたします。

○宮川委員 はい。

○西郷部会長 それでは、本日の配布資料について、事務局から御紹介をお願いします。

○川原総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 御説明いたします。本日の配布資料につきましては、議事次第のとおり、まず、資料1-1、1-2が、統計委員会諮問時に提出した資料になります。資料2が、本件につきましてはの審査状況をまとめた「審査メモ」になります。資料3が、「審査メモ」の中で示しました論点について、調査実施者である国土交通省からの回答となっています。

また、参考資料として参考1が「構成員名簿」、参考2が「部会の日程」となっております。なお、資料番号は付しておりませんが、座席図、出席者名簿、さらに10月26日の統計委員会において諮問した際に示された意見の要旨の一枚紙をお付けしております。

資料に過不足がありましたら、事務局までお申し出ください。

事務局からの説明は、以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、次に審議に先立ちまして、私から3点ほど申し上げます。

まずは、審議の進め方に関して、これは部会の定型になるとは思いますが、ただ今御紹介いただきました資料の番号で言うと、資料2、「審査メモ」に沿って、事務局から審査状況と論点を説明していただいて、各論点に対する調査実施者からの回答後、質疑応答という形で進めてまいります。それが1点目です。

2点目は、スケジュールに関してですけれども、参考2を御覧いただきたいと思っております。今回の諮問は、審議すべき案件が比較的少ないということと、その一つ一つの案件も時間があまりかからないだろうと予想されることから、部会は本日1回のみを予定しております。答申案の具体的な審議につきましては、書面審議で済ませるということを予定しております。ただし、本日だけで審議が終了しない場合には、大変恐縮ですけれども、予備日として11月27日に2回目の部会を開催させていただく場合もありますので、部会の進捗の状況を見て、それについては判断をしていきたいと考えております。その上で答申案の採択は12月の統計委員会を予定しているということになります。それが2点目です。

3点目ですけれども、本日の部会は11時半に終了の予定ですが、予定時刻を若干過ぎる場合には、御予定のある方は御退席いただいて結構です。

以上です。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、早速、審議に入りたいと思っております。まずは、事務局から諮問の概要について御説明をお願いします。また、諮問したときの統計委員会で示された意見については、併せて、事務局から御紹介をお願いします。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 では、御説明をいたします。統計委員会で配布した資料につきましては、本日お配りしています資料1-1と1-2と同一になりますが、具体的な説明につきましては、資料1-1、諮問の概要で行いますの

で、よろしくお願いたします。後ほど変更事項ごとに、あるいは論点ごとに詳細に議論をいただきますので、ここでは全体像について、できるだけ簡潔に御説明したいと思ます。

資料1-1のスライドの1番、1枚目の下になります。まず、今回、諮問する調査を含めて、土地・建物について調べる国の統計調査が幾つかあります。そこで、後ほどの論点にも含まれ、関係しますので、個別説明に入ります前に、関連する主な統計調査の役割分担あるいは位置付けについて簡潔に御紹介をいたします。

図表は上下で企業等を対象とした調査と世帯を対象とした調査。それから、左右で基幹統計調査、一般統計調査という区分でマトリックスになっております。

基幹統計調査につきましては、企業等が所有する土地については今回、諮問されるこの調査によって。それから、世帯が所有する土地については、「住宅・土地統計調査」により、詳細な情報が把握されています。この基幹統計調査はいずれも5年周期ですけれども、それを補うものとして一般統計調査が幾つかあります。主なものとして表にも挙げておりますけれども、資本金1億円以上の会社に対して、県別の土地の所有状況を見る「土地動態調査」。それから、移転登記のあった土地について、代金あるいは目的について見る「土地保有移動調査」というものがあります。これらは年次の調査ですので、5年周期の法人土地・建物基本調査を補うものとなっています。

あと一つは、「住生活総合調査」。これは、住宅・土地統計調査の対象から再抽出をして行う、5年周期の調査で、住まいに関する満足度等を調べる調査になっております。

以上が、土地建物に関する主だった統計調査の体系になります。

続きまして、今回、諮問いたします調査の個別説明に入ります。

スライドの2ページですけれども、前回における調査の概要ということで、5年前の調査の概要ですが、目的といたしましては、法人の土地・建物の所有及び利用、取得といった状況について詳細に把握するという5年周期の構造調査。

調査実施機関としては、統計部局ではなくて政策部局の土地・建設産業局が行っておられます。報告者数としては49万法人と結構な数なのですが、一定規模以上が悉皆、それ以下は標本という組み合わせで行われています。

具体的に調べる調査事項ですが、調査票は大きくA、Bと分かれていて、調査票Aはストック、つまり、一時点における所有状況など。調査票Bがフローになります。つまり、直近1年間における取得等の状況を把握するものとして構成されています。

調査系統は大きく2つに分かれていて、国土交通省直轄と、都道府県経由に分かれます。国直轄については、会社法人の全体。それから、国所管の会社以外の法人を対象にしている、残りが都道府県経由調査になっています。

手法に関しましては、郵送・オンラインということで、従前から行われております。

以上が、前回の調査概要になりますが、この調査の結果、何に使われているかというのが、次のスライド3になります。大きく3つに区分しておりますけれども、まず、他の公的統計の基礎資料ということで、国民経済計算であるとか、あるいは、国土交通省の建設部のストック統計の基礎資料として使われている。また、他の行政上の利活用といたしま

しては、土地税制に係る検討基礎資料であるとか、あるいは人口減少、高齢化といったことに伴って、持っているのだけれども使いにくい、あるいは、使われていない土地が増えてくるといった課題に対応するための検討基礎資料として使われているとのこと。

それから、3つ目の区分としては、各種審議会あるいは民間セクターにおける利用を挙げております。

それでは、今回、どのような変更が予定されているかということで、次のスライド4を御覧ください。

今回、変更が予定されている中身ですけれども、スライド4と5に書かれているもので全てです。ですので、大規模なものは予定されていません。まず、スライドの4です。調査票の構成の見直しですが、具体的には調査票の分割ということになります。今までの調査の変遷は、流れ図で書いております。前々回の平成20年は旧統計法の時代になりますけれども、本調査の前身である法人土地基本調査という指定統計調査がありまして、その他に、当時、統計報告調整法という別の法律がありまして、それに基づく承認統計調査として2つの調査がありました。これが前回の審議におきまして1本にまとまった。その段階で、ストックに関する調査票Aとフローに関するBという2本立てになりました。

そして、今回ですが、調査票Aの中に含まれていた「特殊な用途の土地」という部分を、単独の調査票として独立させて、3調査票の体制にするというものです。特殊な用途とは何かということにつきましては、スライド4の上の箱書きの中、1の注釈の中にも書いております。例えば、電気事業やガス事業に関する業務用地であるとか、あるいは、鉄道に関する線路用地、細長い土地など、回答する業種がある程度限定されるのですけれども、この他に道路用地といったものも含まれています。

前回の調査としては、誤記入が多くて、審査・集計上、相当に困難があったということもあり、今回は明確に分割する、そうすることに伴って、メリットとしては実際上の紛らわしさがなくなるということ。それから、誤って書かれるという、無用の報告者負担が生じないようにするというものです。これがスライドの4。

それから、スライドの5になりますけれども、調査事項の見直しになります。(1)から(3)で書いておりますけれども、(1)新設事項といたしましては、他の企業系の統計調査でも検討され、対応されている法人番号の追加の他、土地活用の過去、将来に向けての状況把握の観点から、「今後の保有等予定」であるとか、あるいは5年前、どのような利活用だったか。そのようなものも追加するというものです。

それから、(2)、既存項目における選択肢の追加ということで、高齢化の状況なども踏まえて、「医療施設・福祉施設」の選択肢などを追加するといったものです。

(3)で、「その他」としておりますけれども、これは報告者の負担軽減のために回答欄を集約するといった様式変更も予定されています。

今回の変更は、以上、申し上げたとおりですが、本調査につきましては、5年前の審議のときに課題が2つ付されています。それが最後のスライド6になります。

まず、1点目ですけれども、前回、3調査を統合しました。それによって、土地・建物について一体的に把握、情報修正できることになったわけですけれども、土地・建物の利

用状況について、よりの確に把握するという観点からは改善の余地があるだろうということで、今回平成30年調査の企画時まで結論を得るという課題が付されています。これにつきましては、確認事項のところにも書いております。今回、調査事項の変更が具体的に予定されていますが、その前提として、試験調査等も既に実施されていますので、その結果も含めて確認をするというものです。

2点目は、パネルデータの作成です。パネルデータは、同じ対象のデータを継続的に観察するものですが、その政策的な理由や手法について検討するというのが課題になっていました。これについては、前回平成25年の本調査と、それ以降の土地動態の対象となった企業について、一定のパネル化が進められているということですが、部会ではその実施状況の確認、それで十分かどうかといったことを審議していただくものと考えております。

この2点が、前回答申時の課題と確認事項になります。

以上が、今回の諮問概要になります。

続きまして、先ほど部会長からもおっしゃっていただきましたけれども、諮問したときの委員会の意見も御紹介しておきます。

資料番号を特に付しておりませんが、一枚紙で付けております「法人土地・建物基本調査の諮問の際に示された意見」を御覧ください。これは委員会で諮問されたときに示された意見をまとめたものですが、いつもながら脚注にありますとおり、正式な議事概要は、今、統計委員会担当室が作っておりますので、この要旨につきましては、部会審議のために便宜的に作ったものということで受けとめていただければと思います。

具体的に申し上げます。統計委員会ではお二方から意見がありました。川崎委員と西村委員長です。

まず、川崎委員からですが、報告者負担の軽減の観点から、具体的には3点、部会で審議していただければとのことでした。

1点目は、前回調査の結果をプレプリントする。そうすることによって、書く負担が減るだろうということ。

2点目としては、公開情報の積極的な活用。不動産登記等の情報を使うことで、調査として把握する内容を軽減できないか。

それから、3点目は、電子回答。要は、企業が整備している電子ファイルをそのまま提出する。そうすることによって、この調査票に改めて当てはめて書き直しをしなくてもよいようにできないか。そうすることで負担軽減できないかということでした。

それから、もうお一方は、西村委員長。中身としては大きく2つに分かれるかと思えます。段落を分けておりますけれども、まず、前段といたしましては、土地に関する調査については、本調査以外にも住宅・土地統計調査等がある。統一的に見ていかないと、土地に関するデータの利活用といったことで出てこないのではないか。このため、個別の基幹統計調査の諮問答申だけでなく、全体を通じて、各統計調査でどのように調査し、どうデータを把握していくかを考えていく必要があるというものです。

それから、「また」書きで次の段落で書いておりますけれども、基幹統計調査の変更に先立って、試験調査が行われる場合があるのですが、諮問が出てきたタイミングでは、なか

なか大幅に内容を変更することは難しい。ついては、統計委員会で試験調査のタイミングで何かできるシステムを、要は試験調査でこんなことを考えていますということで、そのタイミングで何か言えるシステムが作れないかという御提案でした。

こちらにつきましては、私ども政策統括官室からコメントをしております、部会長と御相談の上、部会で検討をお願いしたいと考えています。御指摘の件につきましては、中長期的な課題と考えております。試験調査の件につきましても、何らかの対応ができないか、今後も検討してまいりたいというコメントをさせていただきました。

以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、ただ今の御説明につきましては、調査実施者から補足説明があれば、よろしくをお願いいたします。

○佐藤国土交通省土地・建設産業局企画課土地調整官 特段、今はありませんので、後ほど御説明させていただきます。

○西郷部会長 分かりました、どうもありがとうございます。

それでは、統計委員会で示された御意見については、これから進める個別の審議の中で併せて確認していただきたいと思います。この時点で委員から特段の御意見があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

宮川委員、お願いします。

○宮川委員 私が十分お聞きしていなかったのかもしれないのですが、統計委員会で示された西村委員長の御意見ですけれども、いろいろなことをおっしゃったので、私もどれが中心かよく分かっていなかったのです。この住宅・土地統計調査等をもう少し範囲を広げて、かつての国富調査的などころにまでできないかどうかというお話もあったかのように思うのですけれども、その点についてはどのように取り扱えばいいのか。例えば、このような委員長からの御質問があったときに、統計委員会に報告するときどのような対応が考えられるのかも考えておいた方がいいのかなと思ったのです。

○西郷部会長 どうでしょうか。私、西村委員長が発言なさったときの統計委員会を欠席していたので、どういうニュアンスで西村委員長がおっしゃったのかという中身までは実際には分からないのですけれども、広く言えば国富調査といったものの一環に土地関係の調査はあると思います。ただ、現状で見ても、例えば、個人企業の土地をどのように捉えるのかとか、我が国の土地全体が2つの構造統計で過不足なく捉えられているかという、そういうものでもないのですね。ですから、私自身は、まずはその土地の捉え方として、世帯の統計と事業所関係の統計をきちんと整理すべきなのではないかと伺ったのですが、ものすごく大きく取れば、土地というのは国富の中の非常に大事な部分ではありますので、ゆくゆくは国富調査とか、そういうものとも関連するとは思いますが。ただ、この部会の中で話し合えるのは、せいぜいどんなに広く取っても、土地関係のことかなと私自身は捉えておりますけれども、もし補足があれば。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 補足的に事務局から申し上げます。本調査の結果、それから、世帯統計調査の住宅・土地統計調査の結果等を活用され、

さらには西村委員長の御発言の中にありました土地の評価額のようなデータも活用されて、国土交通省では土地基本調査という名称のいわば加工統計を作成されているということで、現状の土地基本調査に関する取組状況を後ほどの審議の中で確認していただきながら、西村委員長がおっしゃるような更なる改善の余地等があって、こうすればもっと御指摘のようにより良いものになるという部分があれば、そこは検討していくという方向でいかがかと考えている次第です。

○西郷部会長 はい、どうぞ。

○宮川委員 私も一気に土地の評価額を明らかにするということまでは、なかなかいかないのだろうとは思っているのですが、西村委員長の念頭にそういうものがあるとすれば、一応答申とか、そういうところで検討して、こういう解釈であるということを入れておいた方がいいのではないかということをやっただけで、私自身も何か積極的なアイデアが別にあるわけでありませんので、その点だけです。ここには試験調査の問題だけが含まれていたもので、それだけだと西村委員長のおっしゃっていたことが全部含まれていないのかなという懸念があったので御質問した次第です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。この部会でどこまで宮川委員が提起なされた問題に答えられるかというのは分からないのですけれども、やれる範囲ではやろうと思っています。他にありますか。

それでは、個別の審議に入らせていただきたいと思います。先ほども申しましたように、資料2の「審査メモ」に沿って審議をしていただきます。

まずは、今回予定されている変更のうちで、資料2の「審査メモ」の1ページにあります、「調査票の構成の変更」について、事務局から審査の状況を御説明してください。

○川原総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 はい。それでは、資料2、「審査メモ」と書いてある資料を御覧いただければと思います。最初に枠囲みがありますが、今回、変更点は集計事項の変更を含め3点あります。その点、概要については、既に諮問の概要でも御説明させていただきましたが、詳細につきましては、個別の項目ごとに御説明させていただきます。

それでは、(1)の「調査票の構成の変更」について御覧いただければと思います。本調査では、法人の所有する土地・建物について把握することを目的としていますけれども、先ほど当方からも説明いたしましたとおり、例えば、電気企業による送配電施設用地、変電施設用地、発電所用地など、特定の業種において、特定の用途で使用されている土地を、「特殊な用途の土地」として、通常の工場用地であるとか、本社等の用地とは区分して把握をしています。前回調査におきましては、先ほど3調査の統合の話がありました。審査状況のアのところにも書いておりますけれども、3つの調査を統合いたしまして、ストックとフローという形で調査票をA、Bで分けたところです。そうしたところ、「特殊な用途の土地」というのは、調査票のAの中に含まれておりましたが、後ほど国土交通省から御説明をいただきますけれども、記載誤りが多く発生したということで、今回、明示的に調査票を分けたいということで変更の申請が出てきたものです。

なお、調査票の様式そのものにつきましては、資料1-2の23ページを御覧いただきま

すと、カラー刷りで調査票のAを付けています。こちらが変更後の調査票の様式です。調査票のAがずっとありまして、通しページで言いますと37ページに調査票のBがあります。こちらが、「特殊な用途の土地について」というものを調べるものでして、「特殊な用途とは何ぞや」というのは、ここの2のところの挙げられているところが、ある特殊な土地の用途ということで調べたものです。

今回、あまり審議は出てきませんが、39ページ以降が調査票のCで、こちらがフローについて調べる調査票と、以上、3種類の調査票で構成されておりますので、後ほどまた調査事項の変更がありますので、適宜御参照いただければと考えています。

資料2の「審査メモ」にお戻りいただきまして、2ページ目です。ウとエのところでした、今回の変更につきましては、調査の効率的な実施等の観点から、事務局としてはおおむね適当と考えておりますけれども、実査における調査実施者の取組について、4点ほど論点として確認したい点を挙げさせていただいたところです。

まず、aですが、「特殊な用途の土地」の内容及び対象業種について、確認をさせていただきたいというところです。

bが、前回調査における誤った回答の要因について御説明をお願いしております。

次に、cですが、平成28年度に今回の調査票の構成とほぼ同様の形で試験調査を実施されておりますので、その試験調査の状況について御説明をお願いしたい。

最後、dですけれども、今回、新設される調査票Bにつきましては、「特殊な用途の土地」を保有する可能性が高い法人に配り分けをするという計画だと承っているところです。そのため、事前に該当する法人を、どのような情報を基に把握・選定するのかを確認させていただきたいということです。

以上、4点の論点を挙げさせていただいているところです。事務局からの説明は、以上です。よろしく願いいたします。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、調査実施者から、今の論点に対する回答をよろしく願いいたします。

○佐藤国土交通省土地・建設産業局企画課土地調整官 それでは、国土交通省から説明させていただきますが、資料3の国土交通省説明資料の3ページから4ページになります。論点に沿って御回答させていただきます。まず1つ目のa「特殊な用途の土地」というのは具体的に何かということです。下に7つ書いてありますが、発送電、ガス供給、通信施設、放送などといった特定の業種などの法人が持っているもので、面的あるいは線上に所有する特定の土地を指しております。これらの土地ですが、記入者の負担の軽減を図るという観点から、用途、都道府県別の合計面積での回答を行うことにしております。平成30年調査、今度の調査からですが、これは土地改良の関係ですが、前回調査の際に水路の記載に係る照会などが多くあったので、今回追加することにしております。

次に、b「この「特殊な用途の土地」において誤った回答の発生要因」ということです。先ほど事務局から少し御説明がありましたが、次の4ページに具体的な事例を書いております。本来、「宅地など」に記入すべき土地のところに、誤ってこの「特殊な用途の土地」を回答するという例がありました。これが、我々が審査する段階になって分かって、それ

をまた確認していくわけですが、本来、最初から調査票にきっちり書いていただければ、誤って記入して再度書いていただくことがなくなっていたわけですが。審査段階で改めて記入する方々に、土地区画別に分けて所在地、地番まで記入させることになりまして、かえって調査対象法人に負担をかけたということがあります。

この「特殊な用途の土地」ですが、面積は大きいのですが、地価は低い。一方で、宅地などの土地というのは、面積は小規模なのですが、地価は逆に高いということがありまして、回答の誤りによって資産額の推計精度への影響が大きいということから、このように分けて正確な把握が必要と考えた次第です。

めくっていただいて4ページ、では、どういう場合に誤った回答の例があったかと申し上げますと、1つ目は、電気事業者以外の法人が、市街地の中に所有している土地があった。電気事業者に送電施設用地として貸している土地は、本来、「宅地など」に記入すべきところですが、誤って「特殊な用途の土地」に記入してしまったということです。

それから、逆に、電気事業者などが本来、「宅地など」に記入すべき本社敷地などを「特殊な用途の土地」の中で、都道府県別合計面積として入れてしまった例があったということです。

cで、「予備調査結果での上記問題点の解消、支障の有無」ということですが、平成28年に予備調査を行っており、そこで調査票の構成を見直しております。基本的に問題点は次のとおり解消はしております。

まず、電気事業者等以外の方には調査票Bは送付しないようにし、該当の方だけに調査票Bを送付するという事で、電気事業者以外の法人による回答の誤り、先ほどの例1は回避できております。

次に、例2の電気事業者等の回答の誤りは、発生がなかったということです。一応、「なお」書きで書いていますが、予備調査は、5都県でサンプル数も少ない、かつ、限定した都県を対象にしている調査ですので、定量的な分析は困難ですが、調査票Bと別にしたことで、本来、調査票Aの宅地などに記入すべき本社敷地等について、「特殊な用途の土地」に記入することを回避できたと考えております。

最後に、d「特殊な用途の土地」に該当する法人の把握・選定」です。基本的には、母集団名簿は事業所母集団データベースなどを基に我々で整備しておりますが、その中で業種情報は特定ができると考えております。加えて、従たる事業として該当事業を有する法人等については、過去のデータの調査の中で把握した情報がありますので、このようなものに基づき、母集団名簿として整備したものを基に選定を行うことを考えております。

以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、今の御説明に対しまして、御質問、御意見等ありましたら、伺いたいと思います。いかがでしょうか。

基本的には回答誤差を減らすために調査票が変更されて、その予備調査の結果、調査票を変更することによって回答誤差が減らせて、そのことが、については回答者自身の負担軽減にもつながるということなので、御説明の内容自体は妥当なものとは思いますが、

何か追加的に、関連して御質問等があれば伺います。もし今の時点でないということであれば、後ほど戻っていただいても結構ですので、今の構成の変更に関しましては、今の御説明をもって部会として適当と判断したとさせていただきます。

それでは、次の審議事項に入りたいと思います。次が調査事項の変更で、資料2の「審査メモ」で言いますと3ページになりますけれども、「調査事項の変更」についてです。この部分に関しましては、答申時に指摘された今後の課題の1つにも関係がありますので、そのつもりで御審議をいただければと思います。

それでは、その点も含めて事務局から審査状況の説明をお願いいたします。

○川原総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 それでは、資料2「審査メモ」の3ページ、「(2) 調査事項の変更」を御覧いただければと思います。

本件申請では、先ほど諮問の概要でも御説明したとおり、調査事項の新設及び変更を予定しております。「審査メモ」では、その新設・変更の内容をそれぞれ分けて記載しておりますので、それに沿って御説明をさせていただきます。

まず、「ア 調査事項の新設」ですけれども、具体的に調査票を見ていただきながらと思いますので、資料1-2も併せて御覧いただければと考えております。

1点目、調査票AのIのところに「新たに法人番号を追加する」というのが、調査事項の新設の1番目です。

2点目ですけれども、1枚おめくりをいただきまして、14番のところに「土地の取得時期・今後の保有等予定」という項目があります。このうち、「今後の保有等予定」が、今回、新設される項目です。

最後、新設項目の3点目ですけれども、15番の「土地の利用現況」におきまして、「5年前の利用状況」と「転換予定」という項目がありますが、これが、今回、新設される項目です。新設は、以上の3点です。

引き続きまして、「イ 調査事項の変更」ですけれども、同じく調査票A、15の「土地の利用現況」のところにしまして、選択肢に「11 医療施設・福祉施設」を、今回、追加するとともに、3番と4番、「工場・倉庫」につきまして、これまで1つの選択肢になっておりましたが、それを「工場」と「倉庫」に分割するという見直しがあります。

もう一つが、建物の関係を調査するものですけれども、その「28 建物の利用現況」のところで「医療施設・福祉施設」を、10番の選択肢として追加にしています。こちらが調査票Aの関係になります。

最後になりますが、先ほども調査実施者から御説明がありましたが、調査票Bの2に「土地の用途」という項目があります。これに「12 水路用地」というのを今回追加したいとしております。変更内容は、以上です。

「審査メモ」にお戻りいただきまして、今回の変更内容につきましては、現在、前回答申時の今後の課題なども踏まえつつ、行政ニーズも踏まえたものでおおむね適当と考えております。また、前回答申の今後の課題において、土地及び建物の利用状況の選択肢の分割や新設という指摘をいただいております。これは、先ほど、諮問の概要のところでも御説明いたしましたが、3調査を統合することにより土地と建物の結び付きが正確に把握で

きるようになることから、国土交通省は平成25年の本調査結果を踏まえ、今回の調査計画の企画時期までに結論を得る必要があるということです。これらの指摘も踏まえて、今回の調査計画が提示されていると考えられますことから、これらの状況を踏まえ、4点ほど論点として整理をさせていただいたところです。

3ページの下のところの枠囲み、「論点」と書いてあるところを御覧いただければと思います。

まず、aとして、前回調査で3つの統計調査を統合しております。それによって「土地と建物の結び付きが正確に把握できるようになった」などの効果が期待されているところですが、そのような調査の統合に伴う効果について御説明をいただければと考えているところです。

次にbですけれども、行政ニーズ等の観点から見た見直しの必要性・効果について、御確認をさせていただきたいと考えております。

次にcですが、前回答申時の今後の内容を踏まえた今回の変更の内容となっているかどうかという点を確認させていただきたいと考えております。

最後、dですけれども、先ほど統計委員会のときの川崎委員からの御指摘にもありましたが、本調査につきましては、平成15年の調査以降、前回調査の結果を活用して、土地の所在地等をプレプリントするなど、報告者の記入負担軽減を図る取組が既に行われているところです。一方で、非常に報告する項目が多い状況もありますので、報告者負担の軽減の観点から、更なる取組の検討状況、例えば、川崎委員からも御指摘がありましたが、対象企業が管理しているデータ形式での報告を認めるなどといった、報告者のコスト負担を軽減する余地がないかということについて御確認をさせていただきたいと考えているところです。

事務局からは、以上です。よろしくお願いたします。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、今、挙げられました4点に関しまして、国土交通省から御回答をお願いいたします。

○佐藤国土交通省土地・建設産業局企画課土地調整官 それでは、資料3の5ページから8ページにかけてです。

まず、論点の方で、aの「3つの調査を統合したことに伴う把握内容、報告者負担面の効果」ということです。前回申請時に3調査の統合を行いました。その効果として2点想定しております。それぞれ効果が得られたと考えております。

1点目は、この①の、「3調査の統合による集計内容の拡充、名簿等の統一及び審査の一体化による精度向上」です。「法人土地基本調査」と「法人建物調査」の2つを統合いたしました。これによって土地の所有状況と建物の所有状況を、一体的に集計を行うことができました。それによりまして、下の方に絵がありますが、土地・建物ともに所有している法人が全体の3割を占めるといったことなどが新たに分かっております。下の絵でいきますと、一番黒いところ、二重に囲われているところの「土地・建物ともに所有」が29.4%というのが、先ほどの3割です。また、土地を所有しているところが、左の3.3%を加えた

32.7%になりますし、建物を所有しているところが、右側の10.1%と29.4%を合せて39.5%といったことが分かってきたということです。

めくっていきまして、続きになります、「法人土地基本調査」と「法人建物調査」の統合に併せまして、所有する土地と建物の所在地情報を詳細に把握することにした。具体的には、従前は丁目・大字までだったわけですが、これを地番までにすることにいたしました。これによって土地と建物の関係を図表にアウトプットすることができるようになったということです。

具体的に、下に図がありますが、これは敷地の所有面積、それに対して延床面積、どれだけその土地を利用しているかといった比率になりますけれども、青色が平成20年、赤色が平成25年です。左側の20%未満ということは、その敷地に対して建物の容積率は低く、あまり使っていない。一方、右側の300%というのは、土地に対して容積率を大きく使っているという使われ方ですが、これが下の図2と書いてあるところには、最後、「所有する建物の数」と書いていますが、実際は構成比です。全体が100%になる構成比で示しているわけですが、赤色の平成25年の方が、実は延床面積の比率が300%と、よりその面積、土地を有効に、容積率を高く使っている。そのようなものの割合が実は高いということが分かってきております。これは平成20年調査までは丁目・大字でしかマッチングできなかった。そのようなことによるものですが、平成25年調査で、地番で見えていけるということで、土地・建物単位で把握ができるということで、より正確に土地と建物の関係が把握できる。このようなことが要因と考えております。

次に、下の②になりますが、「調査の実施の一体化による報告者負担軽減及び回収率の向上」。従来は別々に「法人土地基本調査」と「企業の土地取得状況等に関する調査」というもので行っておりますが、その回収率をみますと、「法人土地基本調査」は大体8割ぐらいですが、一方の「企業の土地取得状況等に関する調査」は55.3%でした。それが平成25年調査では、両方併せてやった結果、76.3%で、上がったということです。

それから、「法人土地基本調査」と「法人建物調査」の統合ということで、各々の調査票にそれぞれ土地の所在地の記入が必要だったのですが、これが不要になったということで、負担の軽減になっているということです。実際は土地の調査部分に所在地を記入して、建物の方には当該土地の番号を記入するという方法で、その分、一つの記入でよくなって負担が軽減されたということです。

次に、bの「変更内容についての見直しの必要性、効果」ですが、国土交通省の土地・建設産業局で、実際には国土審議会土地政策分科会企画部会ということになりますが、「土地政策の新たな方向性2016」というのを昨年8月にまとめています。これは、土地政策に関して定期的ではありませんが、土地政策の方向性を7、8年くらいの間隔で見直したり、方向性を決めてきております。これは、一つは国土利用や社会資本整備の戦略ということで、そのような大きな戦略に沿いまして、特に成長分野の土地需要、最近ですと、eコマースの進展などで物流分野があります。それから、ホテル。これは海外からのインバウンドといったことで、その土地の需要が出てきます。それから、ヘルスケアということで、高齢者向けのものがある。そのような分野への土地の需要に対して、土地利用を的確

に実現していくということと、7ページにいきますが、2番、これまでに宅地ストックがいろいろ蓄積してきておりますので、これを国民生活の質の向上に資するような形で土地利用を実現していくということ。これを受けて、個々の土地に着目した最適な活用・管理、宅地ストックマネジメントを行っていく方針を打ち出しております。

具体的には、1つ目が、先ほど成長分野の話がありましたが、物流ですとか、インバウンド、ヘルスケアといったものに対して土地を的確に提供していく。これを「最適活用」とっております。

それから、もう一つ、我が国の人口構造が大きく変わっていくということで、これから人口減少に伴って、なかなか使われない土地、空き家・空き地などの低・未利用の土地・不動産が増えていこうとといったものに対して、できるだけ選択肢を増やして使われるようにしていくという、「創造的活用」という考え方。

さらに、最近ニュースなどでも出ておりますが、所有者の所在の把握が難しい土地という、所有者不明土地の問題がありますが、宅地が放棄されていくことを抑制していくことが大きな課題になっております。

このようなことを踏まえまして、今回のこういう大きな政策の方向性を打ち出しながら対応してきているわけですが、今回の「法人土地・建物基本調査」でどのようなことを対応していくかというのが、次の2点になります。

1つは、成長分野による土地利用として位置付けられた物流。これが倉庫ということです。

それから、ヘルスケアということで、「医療・福祉施設」といったものを新たな区分を設けたということです。

それから、低・未利用地、空き家・空き地の発生経緯を把握するというので、空き地等の従前の土地利用、これは5年前の利用状況、それから、転換予定について枝間として設定いたしまして、これによって土地全体の流動性を把握するとともに、土地の取得、それから、今後の保有予定などを把握していくこととしております。

平成28年の予備調査におきましては、それぞれの記入率は8割から9割でした。その回答のなかった客体に対しては、なぜ記入がされなかったかということ聞いております。それは、予備調査のときに新規に追加した項目をわざわざ着色してしまいまして、それによってそこは書かなくていいのではないかとということも発生したようで、今回はその着色をなくして、支障なく調査が行えるようにしております。

次に、c「今後の課題を踏まえ、十分な変更内容となっているか」ということです。上に申しあげましたようなbの利用現況区分の見直しですが、これは前回答申で示された課題を踏まえながら、それに加えて近年の土地政策上の視点から、検討見直しを行うということにしたものでして、今回の変更は十分な内容となっているものと考えております。

最後に、dの「報告者負担の軽減に向けた検討」ですが、本調査では、平成15年の調査以降、前回の調査結果を活用して、土地の所在地などのプレプリントを実施してきております。このようなことで報告者の負担軽減を図ってきております。

それから、御指摘のあった対象企業が管理しているデータ形式での報告についても、平

成20年調査から実施しております。平成20年調査でこのような報告があった法人に対しましては、平成25年の調査票の配布時にも、平成20年調査と同様に、そのような既存のデータなどの報告が可能であるという案内状を個別に同封するなどして拡充を図ってきておりますので、今回も同様にできるだけそのような拡充を図っていきたいと思っております。

それから、オンライン調査はエクセル形式に関して、前はPDF経由という送信形式が必要だったということですが、それが政府統計オンライン全体の扱いで不要になるということで、それによってオンライン調査による回答率の上昇が期待されると考えております。

それから、紙の調査票に関しましても、調査票様式について、かなりユニバーサルデザインと言いますか、視認性がかなり高まってきておりますので、回答のしやすさの向上によって負担感の軽減を図ることができると考えております。

以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、ただ今の御説明に関しまして、御意見等伺えればと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

野呂委員、お願いします。

○野呂委員 幾つか感想や御質問です。1つは、利用者といたしまして、この統計は比較的よく使わせていただいているのですけれども、この医療施設・福祉施設、ヘルスケア分野など、今回、拡充する項目は非常に重要なと感じました。

2つ目は、報告者の立場ですけれども、資料1-2の24ページになりますが、新しい調査票の14番の「今後の保有等予定」については選択肢が3つありまして、「5年以上保有する予定である」、「5年以内に売却予定」、あるいは「売却が決まっている」となっています。一方、その次の25ページの15番の「転換予定」のところを見ますと、もう少しきめ細かくなっております。例えば、「転換予定」のところだと、選択肢の4番目は、「転換を予定しているが時期は決めていない」というのがありまして、報告者の立場からしますと、この「転換予定」の方が答えやすいのではないかなという気がいたします。というのは、土地の売却というのは、なかなか5年後と決めても5年で売却できないケースも多いかと思っておりますので、「売却を予定しているが、時期は決めていない」あるいは、「未定である」という選択肢があった方が自然に回答できるのではないかと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうかというのが2点目です。

最後が、単純な質問で、私自身がよく分かっていないのですけれども、企業が管理しているデータ形式の報告を認めるというお話につきましては、企業が持っているデータをそのままデータベースでお出しすればいいということなんでしょうか。先ほどのような「今後の保有予定」という項目などは、多分企業のデータベースに入っていないかと思いますが、調査項目と企業の持っているデータに違いがある場合、どうやっていくのか、これも単純な質問としてお聞きしたいと思っております。

○西郷部会長 ありがとうございます。3つありまして、最初は感想ですよね。

○野呂委員 感想です。

○西郷部会長 ですので、売却のタイミングについての選択肢と、データの形式に関してが、御質問の内容だと思えます。いかがでしょうか。

○大石国土交通省土地・建設産業局企画課（併）政策統括官付専門調査官 まず、1点目の「今後の保有等予定」の選択肢の関係ですけれども、この調査は先ほどから御紹介がありますように、予備調査ということで平成28年に実施をしております、この項目につきましても、記入率が8割以上ございました。また、先ほども調査事項の見直しのところで申し上げましたが、この項目について記入のなかった客体のヒアリングを行ったところ、「回答欄に着色がしているため回答不要だと思った」といった御意見があったところです。このような御意見を踏まえまして、回答欄の着色をなくすなどの調査票の改善を図ってきたというのが現状です。

なお、その御指摘の保有とか売却等の方針が、なかなか5年ですと決まっていなくてというところにつきましては、確かにそのようなケースもあろうかと思えますけれども、ただ、「未定」という選択肢を設けますと、「未定」というところに回答が集中してしまうということも想定されますので、できるだけ項目としては設定しない方がいいのかなと考えているところであります、調査実施者側としましては、現行の3区分でできれば進めていきたいというのが、今の考えです。

それから、もう一点ございました、企業が持っているデータですけれども、所有といった部分につきましては、そのようなデータをいただく形になりますけれども、それ以外の、今、御指摘がありました、保有予定とか、お考えの部分につきましては、別途、調査票に沿って回答いただくという形になろうかと思えます。

以上です。

○西郷部会長 今の御回答でよろしいですか。

○野呂委員 「土地利用の転換」については比較的細かく時期未定の選択肢があるのですが、転換より難航しそうな売却の方は時期未定の選択肢がないというのは、報告者、回答者にとってバランスはどうかという気がいたします。それほどのごだわりはないですけれども、また、御検討いただけたらどうかと思えます。

○宮川委員 関連してよろしいですか。

○西郷部会長 では、宮川委員、どうぞ。

○宮川委員 私も野呂委員の意見に賛成なのですけれども、「今後の保有等予定」のところは唐突だなと思っていました。どのような目的なのかということを見ると、先ほど御説明にあった、未利用地をどのように処分するかということが政策目的だとおっしゃっているので、それを考えるのであれば、それを利用していないところで転換予定または売却というところに今後の予定ということで、転換を予定しているか、または売却を予定しているかということで統合して考えればいいのではないのでしょうか。ここの14番の部分で、「今後の保有等予定」とお聞きになるのは、調査の目的もよく分からないし、回答者も戸惑うのではないかなと印象を持ちました。

○西郷部会長 はい。では、回答をお願いします。

○大石国土交通省土地・建設産業局企画課（併）政策統括官付専門調査官 今後の保有予

定につきましては、一応5年という区切りを持たせていただきまして、売る予定があるのか、保有するのかなどという、あくまでも流動性という観点から設定をさせていただいております。

一方、土地の利用現況の低・未利用地につきましては、先ほどの施策のところでも御説明申し上げましたが、そのようなところの活用を積極的に行っていくということもありますので、現実問題として、転換予定なりがどうなっているかといったところを詳細に把握したいということで、土地の有効利用という面では似通ってはいるのですが、その求めるところが若干違ってくるのかなということ、選択肢につきましても異なっているということで整理をしております。

○宮川委員 よろしいですか。

○西郷部会長 はい、どうぞ。

○宮川委員 流動化ということであれば、一般統計調査の土地動態調査で調べることもできるのではないですか。今おっしゃった政策目的のところは、変更内容についての見直し、必要性の効果等というのは、資料3の7ページの真ん中にある議論された2点だと考えれば、特に流動化というところは見受けられなかったような気がしますし、それは今申し上げたように、土地動態調査のところで見ても可能なのではないかと思ったのです。

○西郷部会長 いかがでしょうか。

○大石国土交通省土地・建設産業局企画課（併）政策統括官付専門調査官 土地動態調査につきましては、資本金が1億円以上という企業に限って調査しているということと、その資本金1億円以上の中でも標本調査で実施をしておりますので、その中ですべてが把握できるかどうかというのは、少し疑問が残るかなと思います。そのような意味で、5年に1回の、この全体を把握する調査の中で流動化の部分についても捉えていきたいということです。

○宮川委員 私は経済学者ですけれども、経済学の点から見ると、流動化といっても5年とか、そういうタームで流動化というのは理解ができません。例えば、バブル期だとか、そのようなことを考えれば、本当に流動化の調査をやるとすれば、より詳細な項目でなければ、5年以上保有するとか、5年以内に売却が決まっているというところで流動化というのは把握ができません。このデータを使って、流動化についての解釈をされるのか、要するに予備調査で流動化について何が分かったのかというのが明らかにならないと、この質問は唐突なような気がします。

○西郷部会長 では、実施者から、今、お答えいただけるところはありますか。

今回の調査についてどうするのかということと、将来的に土地の流動化とか、売却とか、そういうものをバランスよく捉えるためにはどうするのかという、両方の捉え方があると思いますので、かなり大幅な調査票の変更を伴うということであれば、今後の課題で解決していただくということもあり得るかなと思っておりますけれども、実施者としてはいかがですか。

○大石国土交通省土地・建設産業局企画課（併）政策統括官付専門調査官 今、宮川委員に御指摘いただいたとおり、5年がいいのか、何年がいいのかという話が当然出てこよう

かと思えます。そのような中で、当方といたしましては5年ということで今回設定をさせていただきます。この調査も平成5年から始まっておりまして、今回30年ということで、かなり成熟してきた調査ではありますけれども、今回、調査を実施することによりまして、今までいろいろと見直しをしてきた、前回の調査時に調査票を統合したとか、そのような見直しをしてきた中で、ある程度、調査としては成熟してくるのではないかと。ただ、新たな項目につきましては、宮川委員御指摘のように、内容が適切かどうかということもありますので、そのような点につきましては、この調査の結果を見ながら、流動化についても5年が適切なのかどうなのかなというのを見ていきたいと考えておりまして、当方といたしましては繰り返しになりますけれども、できましたらこの項目でやっていきたいということです。

○宮川委員 納得がいけないのですけれども、それならば予備調査をされて8割以上の回答があったので、1、2、3のうち、どの回答が多くてどのように考えたかということ、何に使うかということ、をきっちりあらかじめ述べていただいた上で、それで納得がいけばこのとおりということにさせていただくことではいかがでしょうか。予備調査をされて8割の回答が得られているということなので、それはどう使う予定で、集計された状況でどのような回答があって、流動化ということ、どのように使えるのだということがあって変更をされているのでしょうか。そのようなことをきちんと説明していただくことが必要で、そのための予備調査ですから。

○西郷部会長 今、手元に準備がありますか。

○大石国土交通省土地・建設産業局企画課（併）政策統括官付専門調査官 データは持ち合わせておりませんので、この場ではすぐに出せません。

○西郷部会長 分かりました。

それでは、今の件は予備調査に基づく御回答がないと解決ができない点だと思いますので、この点に関しまして、予備の部会を開く必要性はいかがでしょうか。

○宮川委員 後で見せていただいてもいいのですけれども、もう一回部会を開くということになると大げさになるかもしれませんが、それなりの理由を別途、委員に見せていただくなり、御説明いただくということでもよろしいかとは思っています。

○西郷部会長 菅審議協力者、何かありますか。今、同じ点ですか。

○菅審議協力者 これはもし積極的な意味があるとする、既に売却が決まっているという項目がありまして、そうすると次回プレプリントで外せるというメリットは確かにあるわけですね。だから、この調査項目は意味がないということはない。ただ、おっしゃるとおり、今後の保有予定に関する調査項目を5年で区切ることが今、議論になっていて、転換の方は1年で取っているじゃないかということなのだろうと思いますけれども、この調査項目に関して、調査という意味で確実に意味があるとする、それはプレプリントから次回外せば、既に売却が決まっているのだから、それをわざわざ調査事項として載せれば、報告者も前回売ると言っているじゃないかという話になるので、そのような意味ではいいのかなと思います。

○宮川委員 でも、売っても、例えば、本社機能は変わらなくて賃貸にするというやり方

がよくありますよね。

○菅審議協力者 そうですね。売却が決まっています、次回消えている確率が極めて高いことが分かれば、それは調査の効率性にはつながるわけですね。問題は真ん中の5年以内に売却を予定しているところも外しても大丈夫だというのが分かれば、それは調査のプレプリントという意味での調査票の長さが短くなるという効果はあるかもしれない。ただ、そのように読まれて入れたのかどうかというのは、私も分からない部分があるのですけれども、そのような効果はあるかもしれない。

○西郷部会長 いずれにせよ、予備調査でどのようなことが分かっている、それが今回の調査票の設計にどのように活かし、特に売却とか転換に関して、何を調査したくて予備調査が行われて、その結果がどのように今回の提案に活かされているのかということに関しては、予備調査に基づいた御回答が必要になると思いますので、今回、現時点では準備がないということなので、予備の部会を開くか、開かないかということはまた後で検討させていただきます。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 よろしいですか。御指摘のように、予備調査の結果は提示、御説明させていただきたいと思います。

それと、この5年間がいいのか、もう少し細分化する、または3年と違うものにするのか。ここは今までの議論を伺っていると、予備調査の結果のみならず、後ほどにも出てきますが、データのパネル化など、色々取組をされているので、もう少し詳細に検討した上で、次回調査に向けて細分化の必要性とか、存続していく必要性も含めて整理していただくのが適切かと考えている次第です。

○西郷部会長 ありがとうございます。今後の課題という形ということで、国土交通省からお願いします。

○佐藤国土交通省土地・建設産業局企画課土地調整官 また前の方に戻ってしまうかもしれませんが、5年というのは、調査期間5年というのがあって、もともと予定していたものが実際に転換されたとか、そういう比較はできるのだらうなというところで、5年というのは1つの目安になるのですが、そういう意味で言うと、どちらも5年というのを基本に書くというやり方はあったのかもしれませんが、どちらかというところ、どう土地が転換されるかというところに政策課題として見ていくときには、より細かく分けた方がいいかなと思ひまして、それで転換予定の方は少し細かく分けたということもあります。保有予定の方は、できるだけ項目を少なくするというところで5年タームの調査という部分で5年にしたというのがあるのですが、転換予定の方はもう少しそれを5年プラス細かく分けてみたかったという、説明が後になってしまいました、あるかと思っています。

○西郷部会長 ありがとうございます。リプライはありますか。

○野呂委員 私は報告者の立場で申し上げていたもので、調査実施者あるいは利用者の立場で言うと、5年で区切るという考え方もあるのかなと思います。ただ、実務的に見ると、例えば、社宅をなくして事務所にしようかなという計画については、3年後にやろう、平成32年にやろう等と、比較的決めやすいのですけれども、空き地等を、売却しようかというのは、候補に挙がっていても、なかなか買い手が見つからない、価格が決まらないとい

ったこともあり、5年以内ですか、以降ですかと聞かれても、回答者としては不正確な答えになるのではないかという心配があります。そのような意味では、むしろ、「転換予定」にある4番の選択肢のように、「売りたいとは思っているけれども、5年以内か、5年以降か分からない」という選択肢があった方が自然な気がします。報告者の立場の発言ですので、今、御説明がありました、実際に行政等で御利用される場合に、5年で区切りたいというのは、理解はできるつもりでおります。

○西郷部会長 それでは、今の時点で全部、挙げていただいた論点を解決できるとは思えないので、今回の調査票の設計でどうかという問題と、今後、こちらの調査で今の論点をどのように扱っていくのかという問題と両方あると思いますけれども、まずは今回の調査に関して、後で予備調査等の結果に基づく、何が調査したかったのか、それに関して予備調査等の結果を経て、どのような考え方で今回の調査票の設計の変更に至ったのかということ、もう一度国土交通省からデータに基づいて説明をしていただいて、もし議論が必要であるということであれば、予備の部会を開くし、そうでなければ、少なくとも今回の調査に関しては提案のとおりだけれども、かなり議論の余地があった部分ではあるので、次回の調査に向けて今後の課題として記すという格好で整理をしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、調査事項の変更に関しまして、その他の論点はありますか。よろしいですか。

では、今度は(3)の集計事項の変更に関して、審議をしていただきます。資料2の「審査メモ」で見ますと、4ページになります。まずは事務局から審査状況の御説明をお願いいたします。

○川原総務省政策統括官(統計基準担当)付副統計審査官 それでは、資料2「審査メモ」の4ページ、「(3)集計事項の変更」を御覧ください。集計事項の見直しにつきましては、今、ご審議いただきました調査事項の新設・変更に伴って実施するものです。主なものにつきましては、資料2の15ページ以降に一覧表の形で整理しております。この調査、非常に集計事項が多岐にわたっておりまして、なかなか太宗を説明するのが難しいところがあるのでありますが、こちらに一応整理をしています。

例えば、資料の15ページを御覧いただきますと、議論のあった部分ですが、4で土地の保有等予定に関する集計事項を追加するというので、これだけの集計表が追加になる計画というところ。基本的には選択肢の見直しや、調査事項の追加に伴いまして、クロス集計などの集計表が増えるという見直しを予定しているところです。

変更内容につきましては、当方としては適当と整理しておりまして、特段、論点立てもしておりません。お気づきの点があれば御指摘をいただければ幸いです。事務局からは、以上です。よろしく願いいたします。

○西郷部会長 ありがとうございます。こちらの審議状況につきましては、ただ今事務局から御説明がありまして、**「審査メモ」には特に論点なしという形で掲げています。**したがって、論点に対する回答もないという形で、委員から御意見、御質問等ありましたら、承りたいと思います。いかがでしょうか。

○宮川委員 前言を翻すようですが、国土交通省がこのようなことを答えていただければ

よかったと思うのですが、集計事項で保有等予定の別というのは、先ほどの調査の区分別に、ある種のクロス集計みたいなことをやるということなのですね。それはある意味、前言とは異なりますけれども、新たな情報なのだなとは思いますが、そのような意味での流動化というか、どれぐらい、それが5年かどうかという問題は多分あるのだろうと思いますが、流動化できる資産とか、宅地面積とか、件数がどれぐらいあるかというのは貴重な情報なのかなと思うので、それはそのように答えていただいた方がよかったような気もいたします。

○佐藤国土交通省土地・建設産業局企画課土地調整官 今、御指摘いただいたように、確かにこのようなクロス集計の中で、例えば、規模の大きい土地は割と保有し続けるけれども、小さいものは比較的売却していくのかとか、転換も、大きいものは転換されるけれども、小さいものはそのまま利用ができないままになっていくのかとか、そのような動向は確かに非常に重要な要素だと思っております、そういう意味で御説明が足りなかったと考えております。

○西郷部会長 ありがとうございます。他にいかがですか。主に調査事項の変更に伴う集計表の変更ということではありますけれども、この集計表のレイアウトを見ることによって、さっきの調査事項の変更の意味がよりよく分かった感じになるとは思いますが。

他にありますか。ないようでしたら、特に論点を用意しておりませんので、部会としては、これで適当と判断したとさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、時間も押しておりますけれども、次の論点で大きい2番になります。統計委員会諮問第46号の答申における、「前回の部会における「今後の課題」への対応状況について」というところに移りたいと思います。資料2の「審査メモ」に関しましては、5ページの項目2番目のところになります。このうち(1)の「土地及び建物の利用状況の選択肢の分割や新設について」は、先ほど審議をしていただきましたので、(2)の「パネルデータの作成」について、事務局から御説明をお願いいたします。

○川原総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 それでは、資料2の「審査メモ」の5ページ、「前回答申時の今後の課題」を御覧いただければと思います。

まず、枠囲みのところにつきましては、前回答申時に今後の課題として指摘をされてあります2点につきまして記載をさせていただいております。そのうちの(1)につきましては、先ほども御審議をいただきましたので、(2)の「パネルデータの作成」につきまして、御説明をさせていただきます。前回調査におきまして、平成25年の調査結果を踏まえたパネルデータの作成が課題として付されておりました。それにつきましては、審査状況の(2)「パネルデータの作成」のところを御覧いただければと思いますけれども、国土交通省におかれましては、本調査と、先ほど来、御説明のありました土地動態調査、こちらは標本調査ですので、完全にパネルデータができるわけではないと伺っておりますが、同一の法人につきましてパネル化をしていて、それを利用した分析も一部進んでいると御説明をいただいているところです。これらの対応につきましては、事務局としてはおおむね適当と考えていますが、3点ほど論点を挙げさせていただきまして確認をさせていただきたいと考えております。

まず、a ですが、現時点でのパネルデータの整備状況についてです。

次に b では、整備したパネルデータの利活用の状況についてです。

最後に c として、今後の整備方針です。

以上、3点です。よろしくお願ひいたします。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、国土交通省から御回答をお願いいたします。

○佐藤国土交通省土地・建設産業局企画課土地調整官 資料3の9、10ページになります。

まず、9ページでa「現時点でのパネルデータの整備状況」ですが、平成26年度からこの調査と「土地動態調査」の調査名簿の統一的な整備を行ってきておりました。それによりまして、以下のとおり、名簿整備によって中間年における新設・廃業・合併等の情報の更新漏れの解消に努力しております。これによってパネルデータの作成の効率化、精度向上を行っております。

具体的には1つ目として、両調査の法人IDを共通化いたしまして、その上でIDを固定することで、名簿上で過年度調査における提出状況などを確認できるようになっております。

それから、前年調査名簿を基にいたしまして、事業所母集団データベース、商用データベースなどを名寄せしまして、先ほど申し上げました、新設・廃業・合併等の情報を反映できるようにしております。

それから、法人番号を平成28年の土地動態調査から導入するということと、予備調査でも試行的に行っております。

平成25年調査と平成26年以降の土地動態調査を対象にいたしまして、各年の母集団名簿を基にパネルデータを作成して、参入退出パターン別の法人数を整理することを行っております。

それから、全期間回答があった個票データについては、土地取得、売却の推移ということで、パネルデータ、データリスト化をしてきているということです。

具体的に、母集団パネルで見ますと、次のページに表があります。平成25年から平成28年にかけて資本金1億円以上の法人32,000法人ですが、パターン1として、すべての期間存在している母集団というのは約28,000法人ということになりますし、例えば、その下の27年まで母集団として存在していたけれども、28年は存在していないという法人は775。途中、母集団が消えて、また戻るといふか、そういうパターンなど、数字がそれぞれこのような区分けとして出されているというものが分かるようになってきております。

それから、回答パネルとして、全期間において回答のあった資本金1億円以上の法人は11,000法人ということです。これの全体28,735法人が、パターン1で全期間の母数になりますが、そのうち全期間回答のあるものは11,000法人になります。

それから、bの「パネルデータの利活用状況」ですが、整備したパネルデータは、本調査、土地動態調査の名簿整備、調査票の発送、これはプレプリントにもかかってまいります。それから、督促・審査の補助情報として活用することを行っております。それから、Hazama and Uesugi (2015)、植杉・中島・細野 (2017) といった、実際の「企業活動基本調査」

などの財務状況に関する統計情報とリンクするような形で二次的利用されているということで、このような分析などに活用されているということがあります。

それから、cの「今後のパネルデータの整備・利活用方針」として、今後も継続的にこのような形でパネルデータを整備してまいります。それから、法人番号を平成28年の土地動態調査から取得をしておりますので、更なるユーザビリティの改善などを行って、二次的利用の促進を図っていきたいと考えております。

以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、今の御説明に対しまして、質問等、御意見がありましたら。

菅審議協力者、よろしくお願いたします。

○菅審議協力者 パネル化という形で積極的な取組をなさっていらっしゃることは素晴らしいことであると、まず思います。とりわけ数が非常に多いので、このようなものをつないでいくというのは大変な作業ではないかと思われまますので、その意味では非常に画期的な成果ではないかと思われまます。

一方で2点ありまして、1点は、全体のパネルというのは、全数というか、悉皆層のパネルは非常に分かりやすいのですけれども、標本抽出層のパネルが非常に理解しづらい。パネルという言い方ができるのかという問題がありまして、その意味では非常に評価しづらいというのがあります。これを使って分析しても、それをパネルと言っていいのかという難しさがあると思われまます。

第2点としまして、今、現実にやっておりますのは法人、すなわち企業ベースのパネル化で、実際に企業分析をなさっていらっしゃるケースが見られます。ただ、本来、これは土地の統計ですので、土地ベースの分析をしていただけるのが望ましいようにも思われまます。今、低・未利用地の増加とか、有効利用促進が課題なのだから、土地がどのように利用形態が変わっていくのかを追いかけるのであれば、土地のパネルを作るべきなのかなという気にも思えまます。ただ、土地のパネルというと、この本調査だけだと難しいのかなと。拝見しますと、「土地保有移動調査」というのがあるということ。もう一つは、「不動産登記情報」というのもあるらしいということなので、このようなものの利用を検討するのはいかがでしょうか。もちろん、言うは易しいが、そんなに簡単にできるとは思えまますので、時間がかかるのではないかなと思われまますけれども、例えば、次の調査なども考えまますと5年ぐらいをめどに技術開発というか、どうやったら作れるかどうかを検討して行って、また、関係府省にも連携を強めていくのが重要ではないかと思われまます。

以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

今の御質問は2点ありましたけれども、いかがでしょうか。

○佐藤国土交通省土地・建設産業局企画課土地調整官 今、菅審議協力者から御指摘いただいたように、パネルデータのところの悉皆層に関しては、確かにおっしゃるとおりなのですが、標本で抽出されているところをどう捉えるかというのは、我々も悩みと申せまますか、どう考えていくのかというのは、まだまだこれから勉強もいるかなと思われまます。

ので、また御指摘を踏まえながら考えていきたいと思っております。

それから、土地ベースの分析という、土地のパネルということも望まれるのではないかというお話でした。まずは、土地の情報というのは基本的には登記簿で、それぞれの土地が登記されていますので、それが全数の情報としてあるのですが、これをどの土地を抽出していくかとか、あとは多少、所有者不明の土地の問題ということですので、あれは相続登記の問題が大きいので、どちらかという個人の方が登記簿上の本来の所有者の名前を更新しないというものなので、企業では基本的に売買があれば変わると思うのですが、全体の土地を捉えたときに一部、登記情報だけでは追えない部分の情報などもあったりして、土地をベースに仕上げていくことがどれだけ技術的に可能だとか、あるいは、その情報を法務省などの関係も出てきますけれども、どのように簡便に得られるかとか、そのような課題もありますので、また少し検討課題とさせていただければと思っております。

○西郷部会長 関連することなので私からも質問させていただきたいのですが、今の菅審議協力者の2番目の点で、土地をベースにしたパネルデータにすべきではないかということなのですが、私は前回調査の部会で、そのときは部会長ではなくて、廣松前委員が部会長をなさっていて、そのときはかなり強く国土交通省がパネルデータの作成ということを主張なさっていたと記憶しています。そのとき、私がイメージしていたのは、まさに今、菅審議協力者がおっしゃった土地をベースにしたパネル化であって、ある土地がどのように使われていくのかということに注目することによって追いかける。同じ土地が、例えば、宅地になったり、工場用地になったり、商業用地になったり、そういうものをイメージしていて、それは確かに重要だし、国土交通省がなさるのにふさわしいものであるなと思ったのです。今、やられていることというのは、今回の御回答で挙げいただいた論点というのは、企業活動の1つの戦略のツールとして、土地がどのように使われているかという話であって、それはどちらかという守備範囲からすれば経済産業省であるとか、企業活動に注目する調査でやるべきことで、まさにそれをやられているということなのです。ですので、国土交通省として作成する土地のパネルというのはどんなものなのか。聞くところによれば、研究会がずっと行われていて、その研究会の成果を踏まえてパネルデータということがかなり強く主張されるようになったと、私は耳にしたのですが、その研究会を踏まえて、土地のパネルデータといったときにどのようなことを国土交通省ではイメージなさっていたのか。それについて、もし簡単に教えていただけるようであれば、教えていただきたいのです。

○大石国土交通省土地・建設産業局企画課（併）政策統括官付専門調査官 前回平成25年調査の諮問答申の際の審議状況を十分把握していない部分もあるかも知れませんが、土地につきましては、前回から細かく調査をしておりますので、かなり技術的にはつながるのかなということでは考えておりました。ただ、土地の部分で法人IDとか法人番号といったものに類するような、土地IDみたいなものは付けておりませんので、そのような意味ではまだ発展途上かなと思われまます。また、土地については、売却をしたり、分筆をしたりということも出てきますので、そのような扱いを当然考えていかなければいけないかなということで、菅審議協力者や西郷部会長がおっしゃるように、非常に重要だという認識

は持ちつつも、なかなかそこまで手が付けられていなくて、企業ベースのところのパネルデータという整備をまず進めてきたというのが実態でして、御指摘の点は今後、十分検討していくべきかと考えているところです。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。他に何かありますか。

では、菅審議協力者。

○菅審議協力者 今、おっしゃられましたように、土地はまだIDができていないので、法人はIDができていますのでつなげたことがそんなに無理なくできたわけですね。これから、要するに、技術開発が土地のIDをどうやって作るかということなのですね。一気に全国をやるのは到底無理なことだと思います。一方で、技術開発だけだったら狭い地域でもできるので、IDをどうやって構築していくか。それと、行政記録の情報と統計の情報を1つのIDにどう関連付けるかというのが、そこからスタートしなくてはいけない。すぐには多分できないので、時間をかけて検討していく。一方で、そういう情報をうまくリンクージュを作るような関係作りも併せてやっていかなければいけない。それは関係府省との関係作りをやっていかなければいけないと思われま。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

他に何かパネルデータについて御意見等ありますか。これは前回の部会において、今後の検討課題の1つとして挙げられていたことなのですが、少なくとも法人に注目して、企業に注目してパネル化をするということは、きちんと分析がされて一定の進展があったと判断できるのではないかと思います。今後の課題のところは今、菅審議協力者がおっしゃったことを書くべきかどうかということはあるとは思いますが、今後も特に土地を基準にしたパネルデータの作成ということについては、国土交通省でも検討していきたいということでしたので、具体的に今後の課題に書くかどうかというのは、後ほど考えさせていただきますが、そのような回答があったということで、部会では了承したとさせていただきます。よろしいでしょうか。

それでは、その次は3の「その他」に関して、です。基本計画部会経済統計ワーキンググループの審議結果について、こちらに関連する部分がありますので、それについて御審議いただければと思います。現在、審議中の基本計画部会経済統計ワーキンググループにおいて、不動産に関する統計の整備というのが項目として掲げられておまして、次回である平成35年調査までに検討がこの調査について求められているという事項があります。指摘されている事項について、事務局から御説明をお願いいたします。

○川原総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 それでは、資料2の6ページを御覧いただければと思います。9月21日の基本計画部会において、経済統計ワーキンググループの審議結果として以下の点について報告がなされているところです。枠囲みの中ですけれども、本調査に関係するところとして2点指摘があります。

1点目が、5年ごとに実施する法人土地・建物基本調査とその中間年に実施する土地動態調査について、行政記録情報の活用等による報告者の負担軽減にも配慮しつつ、フローとストックの情報を地域別に把握することも含め、法人における土地の所有・利用構造を、よりの確に把握する調査を効率的に実施する方向で検討を促進し、次回、平成35年の本調

査の企画時期までに結論を得ること。

もう1点が、我が国の土地所有及び利用状況の全体像を把握するための統計整備に向け、関係府省とも連携しつつ、解決すべき課題を整理・検討し、同じく次回の平成35年調査の企画時期までに結論を得ることという2点です。

こちらにつきましては、いずれも次回、平成35年調査に向けた検討課題ですので、調査実施者において今後検討されることになろうかと想定しているところですが、その検討に資する観点から4点、論点を整理させていただきました。

まず、aが、行政記録情報の活用の検討状況についてです。

次にbが、地域別のフローとストックの情報の把握の状況です。

次にcが、母集団推計と欠測値の扱いと、全体像をよりの確に推計するために改善すべき点がないかどうかです。

最後にdについては、我が国の土地所有及び利用状況に関する統計の整備について、今後の取組に向けて調整・検討が必要と考えられる分野についてです。

以上の4点です。事務局からは、以上です。よろしくお願いします。

○西郷部会長 ありがとうございます。ただ今御説明がありましたとおり、指摘されている事項は平成35年調査までに検討が求められている事項ですので、現時点において想定されている検討の方針など、コメントできる部分があれば、国土交通省からよろしくお願いいたします。

○佐藤国土交通省土地・建設産業局企画課土地調整官 それでは、資料3の11ページから12ページになります。

まず、a「行政記録情報の現時点までの検討状況、報告者負担の今後の検討予定」ですが、平成25年調査の答申時に、固定資産課税台帳の活用が検討されました。基本的にはかなり地方税法の中でも守秘性の高いものということで、これは困難という結論に至っております。

一方、全国の登記事務が電子化されまして、技術的には土地動態調査において、不動産登記情報の一部活用、これは登記情報というところで購入・売却が分かりますので、そのようなものは代替性の可能性があるのだらうということで、その観点などから検討をこれからしていくことが考えられるところです。

bとして、「フローとストックの地域別の把握、困難な場合の要因分析」ということです。現在の本調査と土地動態調査から、ストック、フロー両方を地域別に年次ごとに把握するというのですが、これは報告者負担や推計精度の観点から困難ということですが、これはどういうことかと申しますと、中間年の土地動態調査というのは、所有は県別の集計ですが、取得・売却は全国一括して集計している形になっておりますので、集計あるいは記入方法の違いのところ、現在は困難ということですが、そのような観点からいきますと、先ほどaの方で、不動産の登記情報ですとか、行政記録情報を活用する方法がないかということを考えていくことになろうかと思っております。

cの母集団推計の方法、欠測値の扱いなどについてですが、母集団推計は抽出率・回収率の逆数を乗じた線形推定によって行っております。それから、欠測値の扱いについては、

一部の調査項目が欠測になっていても、その回答票は有効ということで集計しております。そのようなことでウェイトの調整はしておりません。それから、集計レベル、個票レベルで前回からの変動を確認しながら、また、記入漏れの防止などに努めております。

それから、土地所有、利用状況の全体をよりの確に把握するための改善点ということで、土地の母集団情報、法人の所有状況に関する母集団情報の活用です。土地の母集団情報に関しては、不動産登記情報がどれだけ活用できるかということが課題になってまいりますし、後者の法人の土地所有状況に関する母集団情報ということでいきますと、経済センサス-活動調査の中で、土地の所有の有無に関して調査をしていますので、その調査結果をどう我々の標本設計により活かしていくかということが検討課題だろうと思っております。

それから、「土地所有、利用状況に関する統計整備の取組状況、今後の調整・検討が必要な分野」ということで、統計という観点でいきますと、この法人土地・建物基本調査と住宅・土地統計調査（世帯土地に関する部分）を土地に関してまとめて、「土地基本調査」として整理、公表しておりますので、このようなものも全体のストックと利用概況を所有主体の視点から見た土地・建物の概況の公表を、引き続き行っていくということだろうと思っております。

それから、先ほど申し上げました、新しい土地政策の方向性という取りまとめの中でも、これから、土地基本調査などの既存の統計調査の充実・改善を図る必要があるということが書かれております。

この先、具体的なものは、この方向性の取りまとめには書いておりませんが、先ほど少し議論になったところとも関係しますが、どのように使われる土地が動いていき、使われない土地がどう残ったままになっていくのか。そのようなものも把握できるような形での調査ということで、今回の一部調査項目のプラスした部分とも関係してきています。さらには、このような調査状況を見ながらまた改善していくというのが課題だろうと思っております。

あとは、所有者の所在の把握が難しい土地、所有者不明土地に関連して、どのようなことができるかということですが、実際は所有者の探索に非常に手間がかかるところが課題なので、統計調査とどのように関わってこられるかというところは、まだ分からないところもあるのですが、現状把握といった観点で、土地の状況を全体の施策を検討する上で現状把握を行うというところでは有効になると思っておりますし、規制改革の中でも不動産登記情報の公開の在り方ということと、相続登記を促進するという施策を進めるということがありますので、登記制度など、法務省とも連携を密にしていきながら、この統計の充実、政策への活用を一緒に併せて考えていくことが大事だろうと思っております。

以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、ただ今の御説明を踏まえて、平成35年調査に向けて、今後、調査実施者において検討を進める際の留意点等について、もし御意見がありましたら、伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 事務局からお尋ねなのですが、

冒頭の統計委員会における議論の中で御意見にもあり、また、今、説明もありましたように、土地基本調査と呼ばれているもので、全体像は把握されているということですし、その結果を見ますと、評価額をかけて、全体でどのくらい資産価値があるかという推計もされているのですが、そういう推計を行っているということが明確にはなっていません。どのように資産額とか、公示地価等を使って推計しているのか、もう少し詳しくお教えいただけましたら、それが1つの西村委員長の疑問にも解決にもつながるかもしれませんので、補足的に御説明をお願いできればと思います。

○西郷部会長 今すぐ準備がありますか。

○大石国土交通省土地・建設産業局企画課（併）政策統括官付専門調査官 どこまで細かく御説明をするかどうかというのがありますが、本調査におきましては、土地と建物それぞれについて、資産額推計というのを行っています。

土地につきましては、概略の御説明になるかと思えますけれども、各法人が所有しております土地につきましては、宅地など、という一般の部分と、林地ですとか、農地といった土地の種類別に土地の面積を調べておりますので、それに単位当たりの地価を推計いたしまして、その地価に面積を掛けて算出していると、簡単に言うところのこのような形になります。

地価につきましては、当然、宅地ですとか、建物の状況ですとか、所在地によっても異なりますので、そういった諸々の情報を基に地価を推定しております。それを基に面積を乗じまして、土地の資産額を推計しているというのが1つです。

それから、建物につきましては、これも各法人が所有いたします建物につきましては、建物の構造を、木造ですとか、非木造ですとか、そのようなことも調べておまして、それ別に各々の建物の価格を推定いたしまして、築年数に応じて減価償却という部分も出てまいりますので、そのようなことも考慮いたしまして推定をしているところです。

この建物の単価につきましても、主な利用現況ということで用途を聞いておりますので、そのような部分、また、土地の所在地によっても当然変わってくると思えますので、そのような部分、あと、繰り返しになりますが、木造とか、構造なども含めて、建築単価を算出いたしまして、それに面積の量を乗じまして、あとは建物の築年数に応じて減価させるということで、それを積み上げることによって建物の試算額を推計しています。

非常に簡単な御説明で恐縮ですけれども、それぞれ調査結果を基に試算額推計を行っている状況です。

○西郷部会長 今の御説明でよろしいですか。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 はい。

○西郷部会長 他に何かありますか。

菅審議協力者、お願いします。

○菅審議協力者 1点だけありまして、以前、個人企業経済調査の設計に少し関わったのですが、その際に判明したのは、大規模な個人企業なるものが世の中には存在するらしい。これは、確証があるわけではないのですが、国民経済計算の精度向上という意味では、大規模な個人企業をどうすべきかというのは少し検討してもいいのではないかと。個人の調査なので、この守備範囲かどうかというのは検討の余地があるのですが、小さい個人

企業は難しいとは思いますが、個人企業経済調査の設計で予想外に非常に大きいものが見つかったというのがあったので、その母集団の情報も充実してきたことですので、少しそういうことを検討してもいいのかなと。平成35年ですので大分先の話ですので、どこにやるのかというのは私にもよく分からないのですが、考えられるのではないかと思います。

○西郷部会長 ありがとうございます。それは個人企業であっても、準法人のように見なして、こちらの法人土地・建物基本調査の方で調査すべきではないか、そのようなことも検討すべきではないかという御意見と承ってよろしいですか。

○菅審議協力者 規模の小さい個人企業は、多分、住宅・土地統計調査のところで、もしかしたら重複してしまうのだと思うので、そこはそれでいいと思うのです。極めて大きいもので、法人というか、法人格は持っていないわけですがけれども、もしそういうものがあるとしたら、そして、そこが本当に土地を持っているとしたら、という問題もあるのですけれども、なかなかそこは確証があるわけではないので、それを調査する意味があるかどうかよく分からないのですが、検討してもいいのではないかと思います。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 今、菅審議協力者がおっしゃっている問題は、多分、2種類あると思います。1番目は、本当に個人事業者である場合。すなわち、大規模に土地を持って借家をやっているという個人の方がそれに該当すると思います。もう一つは、個人の企業だけど法人化されている場合もあります。その場合は、法人企業ですから、本来は法人土地・建物基本調査の対象となるわけですが、たまたま、その外観からは発見できないなどの理由で、事業所母集団データベースでは捕捉されておらず、現在のところはまだ落ちており、調査の対象となっていない可能性もある。ただ、事業所母集団データベースは、これから行政記録情報等を大幅に活用して、企業のカバレッジを大幅に拡大していくわけですので、それが実現されれば、当該企業も事業所母集団データベースに取り込まれ、法人土地・建物基本調査の対象になっていくので、自然に解決される部分も多分あるのだと思います。ただ、菅審議協力者がおっしゃっている、本当に個人企業（個人事業者）である場合は、この調査では調査対象とはならないので、どのようにして把握していくかという問題が確かに存在していると思います。非常に重要な問題でないかと私も考えます。

○西郷部会長 ただ、その問題の解決を、こちらの法人土地・建物基本調査でやるべきなのか、先ほど西村委員長から定義があったような、我が国の土地の活用をどのように全体的に捉えるべきなのかという、そっちの方でやるべきなのか。むしろ、基本計画とか、そっちの守備範囲なのかなという感じもいたします。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 事業者母集団データベースに取り込まれると自然に解決する。

○西郷部会長 名簿がきちんとすることによって解決される部分もある。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 そうすると、法人土地・建物基本調査の対象となっていくことになる。

○西郷部会長 そうですね。でも、それはこちらの努力で、というよりは、名簿がきちんと

とそろふことによつて自然と入つてくるということにはなりませんよ。

○澤村総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官 よろしいですか。「土地基本調査」という名称ではありますが、その土地基本調査を大きな傘、統計と考えれば、この法人土地・建物基本調査に加え、住宅・土地統計調査により把握した世帯部分も推計して、統計を出されている。そういう意味では、何らかの行政記録情報の活用も含めまして、土地基本調査という統計の充実を図っていくという検討もあるのではないかと思います。そうすれば、この法人土地・建物基本調査との整合性も取れていくのではないかなと思います。充実という意味では、確かに住宅・土地統計調査では農家・林家も対象になり得るし、法人の中で林業、言えば山林を持っている法人もありますが、農家・林家が、住宅・土地統計調査でどこまで把握できるかという疑問もあります。日本全国の土地という意味では、この法人土地・建物基本調査で把握できるもの、住宅・土地統計調査で把握できるもの、そして、農林水産省などで把握されている農地、林地に関するデータなどを全部足して、先ほどの菅審議協力者の御指摘のようなケースも含めた基礎データの充実を図っていければ、土地基本統計と言えるような統計が作成できるのかと考える次第です。参考までに。

○西郷部会長 ありがとうございます。どういたしましょうか。私の印象ですけれども、今、伺う限りでは、確かに重要な御指摘ではあるのですが、平成35年調査の宿題として書くには的から外れてしまう可能性もあるのかなと。もっと大きな枠組みの中で捉えるべき論点かなと承りましたので、少なくとも今後の平成35年調査に関連して、今後の課題として書くということは特にせず、御意見があったことを部会の議事録に残すという形で引き継ぎたいと思いますけれども、いかがですか。菅審議協力者、それでよろしいですか。

ありがとうございます。他に今の御説明に関して、平成35年調査に向けて何かコメントありますか。

はい、よろしく申し上げます。

○野呂委員 論点のdに関係するかどうかと思うのですが、海外からの土地・不動産の所有が進んでいるとマスコミ報道でもあるのですが、外国法人の土地保有につきまして、この法人土地・建物調査において、例えば、法人名から、アメリカの企業の所有が進んでいるとか、中国の企業がどうかという辺りは分かるのでしょうか。あるいは、行政や民間でそうした点を調べようと思ったら、調べられるような仕組みになっているのでしょうかという点をお聞きしたい。

もう一つは、住宅土地の問題で、この部会ではありませんけれども、いろいろな外国人個人の日本の土地所有が進んでいるように思うので、その辺りはどうやって調べるのかを、問題意識として感じております。

○宮川委員 関連して。前に説明を受けたときに、私も野呂委員と同じような質問をさせていただいて、経済産業省企業活動基本調査だと、外資系企業かどうかという質問項目があるのですよね。ですから、それはどうなっていますかということをお聞きしたのでありますが、「今回は……」ということだったのかなと思って、確かに今、野呂委員がおっしゃったので、それは、本当は重要な情報ではないかと、私も思っています。

○西郷部会長 ありがとうございます。

では、現状がどうかということと、今後どのように対応ができるのかということ、この平成35年調査に向けて何ができそうかという観点から、もし御回答があればお願いします。

○佐藤国土交通省土地・建設産業局企画課土地調整官 今回は法人番号を付けていきますので、他の統計調査より資本比率が分かるものとひも付けることで、その集計をする中でどのような保有状況かというのは分かるかと思っていますので、とりあえず、この調査の中でその質問項目をするということが、時期尚早と言いますか、やるということではないだろうとは思っているのですが、そのような他の統計調査と併せて推計することは可能だろうと思っております。ただ、そこをやるかどうかというのは、もう少し政策判断もいるのかなというところがあります。

一方、現状、外国人あるいは外国資本による土地の取得の状況がどうかというのは、確かに国会などでも議論になる場合もあります。1つは、森林の買収、水源地ということで、これは林野庁が森林法に基づいて、平成23年くらいですか、森林法を改正して、権利移動があればすべて届出をしていただく形になるとか、そのような形で所有状況を把握していくことはできるようにはなっていますし、そこに一部、国土交通省も協力はしておりますが、その中でどれだけ森林の買収があったかというのは、公表などもされています。あとはすべからく、この全国を調べるのかどうかというのは、まさに政策課題だと思いますが、現状ではそういう問題となっている水源地、あとは離島とか、防衛施設周辺といったものが、政府全体としては国家安全保障戦略の中でも、防衛施設周辺、それから、国境離島周辺など、そのようなものについては調査を進めるという方向ですので、その必要な部分を国土交通省というか、各省それぞれの所管、あるいは協力もしながら所有の状況などは把握していくというのが政策を考える上での現状かなと考えております。

○西郷部会長 今のお答えでいかがですか。

○野呂委員 1つは、行政のサイドでどのようにお使いになるかという点が重要ですが、もう一つは、一般国民も含めて、様々な統計利用者にとって、この情報は比較的重要ではないかなと思ひまして、土地全体の統計調査に係る話なので、法人の土地だけではないのですが、外国人や外国法人の土地保有の問題をどこかにテイクノートして、それが行政サイドはもちろんですけれども、一般の土地開発などでも把握できるようにしていく必要があるのではないかなと、強く思います。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

宮川委員、何か今の点についてありますか。

○宮川委員 一応、統計として国民に情報を提供するのであれば、政策目的というだけではなくて、我々も国民の関心の強さということをある種、代弁することも必要でしょうか、その点は野呂委員に同意します。

○西郷部会長 住宅・土地統計調査の話が出ているので、もし住宅・土地統計調査で関連することで御発言があったら、教えていただけますか。

○渡邊総務省統計局国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 総務省です。住宅・土地統計調査につきましては、世帯調査ということで行われていて、現段階では、世帯の属性は

調査していますけれども、国籍までは取っていません。ですので、今の御意見を踏まえまして、今後検討はしていきたいと思っておりますけれども、この状況がどのように捉えられていくかというのは、しっかりと考えていかないといけないかと思っております。

○西郷部会長 ありがとうございます。住宅・土地統計調査の方では今後検討していただけるということなので、もしそれに合わせるということであれば、平成35年に実現できるかどうかは分かりませんが、今後どのように捉えていったらいいのかというのは、御検討はいただけるかなと思っております。どうでしょうか。

○佐藤国土交通省土地・建設産業局企画課土地調整官 いろいろなことを含めて検討させていただければと思います。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 野呂委員、宮川委員に一点確認ですが、課題として残す場合に、先ほど国土交通省が御説明になったように、他の調査の結果も活用しながら、統計の結果としては提供していく。調査として把握まではしなくても、結果として提供ができれば、そういう方向でもよいということで理解すればいいのでしょうか。

○宮川委員 例えば、一橋大学経済研究所の植杉教授たちがされたように、要するに、この調査と経済産業省企業活動基本調査をマッチングするということもできると思うのですが、1万社ぐらいになってしまいます。本来だったらこの調査票Aに資本金、出資金又は基金の額の下のところ、例えば、外資系の出資比率みたいなところを書けば、別にそれほど問題ではないのかなと考えます。5年に1回で、毎年、毎年というわけではないので、検討課題に加えていただいてもいいのかなとは思っています。例えば、どこかで責任を持ってマッチングする結果を出すのか、それとも、非常に多くの方が本当は知りたいけれども、国民一人一人が植杉教授とか、一橋大学の中島准教授、学習院大学の細野教授みたいにマッチングしているわけではないし、彼らは要するに、それとはまた別の目的でやっているでしょうから、そういうことを考えると、ある程度の情報提供が簡単にできる方がいいのかなと思っております。

申し訳ないのですけれども、私はここぐらいで失礼しなくてはいけないのです。先ほど私の責任で時間を取ってしまった件ですが、私としてはむしろ3番の集計事項の変更のところ、情報を出すというところで、意義はそういう意味では理解しております。ただ、野呂委員がおっしゃったように、5年が妥当かどうかということについて、少し予備調査の結果を見ないといけないということは、そのとおりかと思っておりますので、その結果を示していただいて、今後の課題という形でまとめていただければ、私はそれで構わないということをお願いさせていただきます。失礼します。

○西郷部会長 分かりました。ありがとうございます。

もとの話に戻らせていただきまして、外資の話ですけれども、産業統計部会では、薬事工業生産動態統計調査の変更について審議が行われていて、そこでは外資系企業を捉えるということが非常に重要で、今までもやっていた。ただ、そのやり方というのが、担当者により非常に定義が揺れていた。今回、質問項目の中にも回答者負担が少ないような項目を入れて、それと事業所母集団データベース等で分かっている情報を組み合わせて、こ

れが外資系企業だという統計的にきちんと定義をして、それで集計をするというお話があったのです。ですので、もし事業所母集団データベースだけで分かる情報で、外資系企業というのがきちんときれいに定義できるのであれば、おそらく調査票に何も書かずに、今、澤村審査官がおっしゃったように、集計の段階で外資系企業がこれぐらいです、土地所有がどれぐらいですというのを出せるかもしれない。そういうことを御検討いただくということはあり得るのかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。それを今後の課題として書かせていただくということであれば、いけますか。

○大石国土交通省土地・建設産業局企画課（併）政策統括官付専門調査官 先ほど説明が漏れたのですけれども、過去には、平成15年調査の総合報告書というのを最終的にまとめておるわけですが、その際に、当時の事業所・企業統計調査の結果を踏まえて特別集計を行ったという経過もあります。過去にはそのようなこともやっております、ただ、その後、あまり必要性というより重要性という意味で特に指摘もなく行っていなかったわけですが、いろいろと昨今も状況も変わってきており、過去にそのようなことをやったという経緯もあります。今は事業所母集団データベースという形で整理をされておりますが、このような状況の中で公表は調査の1年、2年後になろうかと思っておりますが、その段階までにどのような形で出すか、出さないかも含めて、検討させていただきたいと思っております。

○西郷部会長 ありがとうございます。では、一応、今、御回答いただけましたので、その線に沿うような形で今後の課題に記述させていただくということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

もし今のその他の（1）の「基本計画部会経済統計ワーキンググループの審議結果について」に関連して御意見がないようでしたら、その次の「オンライン調査の推進について」というところに移りたいと思っております。

それでは、まず、事務局からの説明をお願いいたします。

○川原総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 それでは、資料2「審査メモ」の7ページを御覧ください。オンライン調査につきましては、基本計画においても推進が求められているところですが、本調査、前回平成25年の調査で利用率が約2%と、他の調査と比較しても低い状態となっております。そのため、論点として、今回調査における取組状況を設定したところです。以上です。よろしくお願いいたします。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、国土交通省からも御回答をお願いいたします。

○佐藤国土交通省土地・建設産業局企画課土地調整官 資料3の13ページになりますが、簡単に御説明させていただきます。

まず、報告者負担の軽減の観点から、平成15年調査からの電磁的記録媒体による提出を図ってきました。平成20年から政府全体での共同利用が始まって、オンライン調査を導入しております。ただし、オンライン調査はデータ件数制限が9,999件以下ということで、そのような状況があるので、数の多い法人からは従来の電磁的記録媒体による提出を受けております。

この取組を増やすという観点からは、調査票送付の封筒の中でオンライン調査への誘導

に関する記載を行うとか、あとはその記入の仕方の中でオンライン調査による回答を強調する。さらには、電子メールでの回答も可能にしているといったことで、オンライン回答の向上に努めております。

以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。ただ今の御説明に関しまして、何か御意見等ありますか。調査項目自体が非常に複雑なので、オンラインの回答率もなかなか上がっていないという感じだとは思いますが、今、御回答がありましたように、今後の利用率向上に向けて、更に取り組んでいただくことで、部会としては今の御説明を了承したいと思いますけれども、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、今回、審議していただきたい事項に関しましては、審議を一通り終えたものとさせていただきます。

それでは、まとめに入りたいと思えますけれども、答申案の取りまとめ方法について相談をさせていただきます。一つ一つの審議の事項に関しましては、その都度、私、最後にまとめるという形で進めてまいりましたので、今ここで全部をまとめてということはいたしませんけれども、おおむね御説明いただいた点に関しては、大きな論点はなかったのですが、2つだけ、今後の課題に記すべき、あるいは今回大きく取り上げるべきではないかという点がありました。

1つは、土地の転換と売却に関して、その質問の仕方、それから、活用の仕方。集計表を見てトーンダウンしたような感じもありましたけれども、今後の課題には少なくとも記すような形にしてほしいという宮川委員の退席前の御意見もありましたので、その点に関しては、議論の内容と今後の課題に記すという形で答申案には反映したいと思います。

もう一点は、外資の面です。これは平成35年調査に向けての今後の課題ということですが、どのようなことができて、外資という形での表象が可能なのかどうかということをお検討いただくことを国土交通省にも御回答いただきましたので、それを今後の課題に書くような形にしたいと思っております。

私が思いつく注意点と言うのでしょうか、答申案を書く際に必ず採り上げるべき点は以上の2点ですが、その他に何かありますか。

あとは、今日は1日で、これから審議することだったので答申案の案という文面が出ていないのですが、おおよそ審査メモに沿った形で答申案もほぼ同じような形式で作られるような格好になると思います。委員から何か答申案のまとめ方について、御意見等ありますか。

もう一点ありました。パネルデータに関しては、土地を中心としたパネルがどのように作られるのかというお話もありましたけれども、せっかく御検討が開始されて、活用の状況もある程度、法人、企業を変数としたパネルの活用の仕方というのが、だんだんと出始めているということもありますので、そのパネルデータの作成及び活用に関しては、今後も検討していただけるということで、これも御回答いただけていたと思います。それも今後の課題に書くような形になりますので、それも書かせていただきます。3点ありました。他に何かありますか。

○野呂委員 意見というより質問ですけれども、統計委員会で西村委員長から御指摘がありました点については、これは答申には特に反映しないという方向ですか。

○西郷部会長 はい。もし回答の必要があれば、部会長メモのような形で回答するというところでよろしいでしょうか。大きな個人企業についてどうするのかという御指摘もありましたので、それに関しては、今回の答申に書くというのではなくて、私が部会長メモを用意するか、あるいは口頭で申し上げるのかという形で西村委員長には御報告したいと思えます。ありがとうございます。

他に何か答申案の作成の方向性について、御意見ありますか。

それでは、最初に申し上げましたとおり、できれば面会式の部会は今回で最後として、書面決議を活用するような形で答申案を決着させたいと思っております。文案に関しましては、事務局と私が相談をいたしまして作成して、委員、それから、審議協力者に回覧した後で、部会として議決するという形にできればと思っております。

なお、11月21日の統計委員会において、本日の部会結果について報告をいたしますが、その際には本部会所属以外の委員、また、さらに御意見をいただくという場合も考えられます。以上のとおりに進めたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 事務局から御連絡します。本日の審議の結果につきましては、川崎委員から行政記録の活用がどのようになっているのかという趣旨の課題がありました。その部分については、川崎委員が座長を務められる経済統計ワーキンググループと国民経済計算体系的整備部会の合同会合の際に、この不動産関係の事項も審議対象になっていきますので、併せて御報告させていただくことにさせていただきますので、その旨よろしく願いいたします。

○西郷部会長 それでは、いただいた御意見を踏まえまして、今後、答申案の案文を整理いたしまして、委員には御確認をお願いしようと思えます。答申案につきましては、速やかに文案をお示ししたいとは考えておりますが、11月21日の統計委員会において部会報告した際に、先ほど言いましたけれども、意見があるかもしれませんので、その場合には対応が必要な場合には対応させていただきます。ですので、最終的な書面決議は、12月に入ってからという格好になると思えますので、その点を御了承ください。

それと事前に御相談とお断りですが、11月21日の統計委員会で報告すると申し上げたのですけれども、私が所用で欠席、なおかつ部会長代理の宮川委員も御欠席ということになっているので、その結果、本日の部会の中間報告に関しましては、私の方でメモを用意して、それを事務局で代読していただく形になりますので、その点、御了承ください。

それでは、以上をもちまして、法人土地・建物基本調査の変更について、第1回の部会は終了させていただきます。積極的に御審議に参加いただきまして、ありがとうございます。

最後に事務局から御連絡をお願いいたします。

○川原総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 先ほど部会長から御説明がありましたとおり、お集まりいただく部会審議としては、本日で最終ということで、今後はメールのやり取り等で答申案をまとめさせていただきたいと考えております。答申案につ

きましては、部会長と御相談の上、統計委員会終了後の11月下旬めどにお示ししたいと考えております。また、メールを送らせていただきますので、御確認のほど何とぞよろしくお願いいたします。

また、確認をいただいて修正した答申案につきましての最終的な書面決定は12月に入ってからを考えておりますので、お含みおきください。

最後に、部会の結果概要につきましては、事務局で作成次第、メールに御紹介いたします。こちらにつきましても、御確認をよろしくお願いいたします。

以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。以上をもちまして、本日の部会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

以 上